

**埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校
いじめの防止等のための基本的な方針**

**令和2年4月1日
埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校**

目次

はじめに.....	1
第1 鶴ヶ島清風高等学校基本方針の策定.....	1
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項.....	1
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策.....	1
（1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置.....	2
（2）委員会の取組内容.....	2
（3）いじめ認知権の取組内容.....	2
（4）本校におけるいじめの防止等に関する措置.....	2
2 重大事態への対処.....	3
（1）重大事態への対処の流れ.....	3
（2）埼玉県教育委員会又は本校による調査.....	3
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	5
<資料> 年間行事予定.....	5

はじめに

本校では、地域から信頼される学校を目指し、生徒一人一人の基礎学力の定着と人間力を高め、夢の実現に向けて努力する人材の育成に取り組んできた。本校は、生徒が安心して生活を送れる学校づくりを目指し、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって推進するものである。

今回策定する県立鶴ヶ島清風高等学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「鶴ヶ島清風高等学校基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 鶴ヶ島清風高等学校基本方針の策定

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

鶴ヶ島清風高等学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、鶴ヶ島清風高等学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

具体的には、以下のとおりとする。

- (1) いじめ防止の指導体制と組織的対応
- (2) いじめの未然防止
- (3) いじめの早期発見
- (4) いじめに対する措置
- (5) 重大事態への対処
- (6) 取組の評価と改善

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ア いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「鶴ヶ島清風高等学校いじめ対策委員会」（以下「いじめ対策委員会」という。）を設置する。
- イ いじめ対策委員会は、本校の生徒指導委員会を母体とし、個々の事案に応じて管理職、主幹教諭、教務主任、養護教諭、学級担任、部活動の顧問等も加えることができる柔軟な組織とする。
- ウ 必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。
- エ 必要な場合には公平性・中立性を確保するため、県教育委員との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。
ただし、県教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、県教育委員会の埼玉県いじめ問題調査審議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。
- オ いじめ対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。
いじめ対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

(2) 委員会の取組内容

- ア 学校いじめ防止基本方針の作成、年間指導計画の作成
- イ 未然防止の取組・早期発見の取組
- ウ 各クラスの状況報告
- エ 取組の評価と改善
- オ いじめを認知した場合、校長は速やかに「いじめ対策委員会」を開催する。

(3) いじめ認知後の取組内容

- ア 事実関係の正確な調査・把握及び県への報告
- イ 被害者、加害者また全体に対して、具体的な指導方針を決定
- ウ 保護者と連携をとりながらいじめの解決指導
- エ 警察等関係機関と連携をとりながらいじめの解決指導
- オ 事態収束まで継続指導・経過観察

(4) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、県教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(ア) 教師の言動・姿勢、

- ① 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。
- ③ いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

(イ) 学級づくり

- ① 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ② 意欲や元気の源となるエネルギーをたくさん与える。
- ③ 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④ 生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている場合もある。

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

クラス懇談会やPTA支部別懇談会等を通じて保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

(オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

イ 早期発見

いじめを早期に発見するために、日頃の生徒の言動からいじめのサインを見逃さないようにするとともに、教育相談やアンケート等によって情報を収集することが重要である。

(ア) 生徒のサインからいじめを早期発見する。（「New Is」参照）

*生徒のサインは次のようなものがある。

遅刻欠席が多い。体調不良を訴える。表情が沈んでいる。口をききたがらない。無視される。からかわれる。急によく保健室・トイレに行く。衣服が汚れている。体に傷やあざがある。自転車がパンクする。ぽつんと一人でいる。使い走りをさせられる。発言で爆笑が起きる。プロレスの技を仕掛けられる。持ち物が隠される。落書きされる。あだ名で呼ばれる。必要以上のお金を持っている。

- (イ) 教育相談を充実させていじめを早期発見する。
*定期的な面談以外に、日頃から自分から相談できる学校の雰囲気をつくる。
- (ウ) アンケートの実施からいじめを早期発見する。
*年3回定期的にアンケートを実施する。
- (エ) 家庭や生徒情報、地域情報からいじめを早期発見する。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(ア) いじめている生徒への指導（「New Is」参照）

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている生徒への支援（「New Is」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。状況に応じて教育相談員等の専門家の支援とアドバイスを受け、生徒・保護者への精神的なケアを行う。

(ウ) 周りではやし立てる生徒への対応（「New Is」参照）

(エ) 見て見ぬふりをする生徒への対応（「New Is」参照）

(オ) 学級全体への対応（「New Is」参照）

(キ) 保護者への対応（「New Is」参照）

(カ) 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(キ) 県教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ—図1参照

- ア この調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。
- イ 本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ウ アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- エ 明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- オ 上記調査結果は、埼玉県教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 埼玉県教育委員会又は本校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ① 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等
- ② 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、校長の判断により、迅速に調査に着手する。
- ③ いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、校長は埼玉県教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査及び調査主体について

- ① 重大事態が発生した場合には、直ちに埼玉県教育委員会に報告し、校長が主体となって調査を行う。
- ② 次のような場合は、埼玉県教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。
 - ・本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと埼玉県教育委員会が判断する場合。
 - ・本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

(エ) 調査を行うための組織について

- ① いじめ対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者の参加を図る。
- ② 本校が調査の主体となる際には、県教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

(「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参照)

- ① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(キ) その他留意事項

- ① 生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。
- ② 自殺の背景調査に当たる場合は、「New Is」 II 自殺予防対策編」等も参考に慎重に対応する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する

- ① 調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。
- ② 配慮事項
 - ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
 - ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(イ) 調査結果の報告

- ① 埼玉県知事に報告する。
- ② いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて埼玉県知事に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、いじめ対策委員会において毎年度、鶴ヶ島清風高等学校基本方針にある各施策の効果を検証し、同基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

<資料>年間行事予定

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止教育、スマホ講習会 (生徒指導部)	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止教育 (生徒指導部)	
	<ul style="list-style-type: none">・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定・「年度学校基本方針」策定 (企画委員会)・個人面談を通じた生徒の把握及び学年会等での情報交換 (4月中旬 クラス担任)		
5 月	<ul style="list-style-type: none">・遠足等を通じたクラス集団・人間関係づくり (学年・クラス担任)・地域との連携協議会において基本方針の協議 (評価運営委員会)・第1回生徒対象いじめアンケート調査 (生徒指導部)		
6 月	<ul style="list-style-type: none">・授業改善に関わる研究授業・三者面談を通じた生徒の把握及び学年会等での情報交換 (中旬 クラス担任)		
7 月	<ul style="list-style-type: none">・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 (企画委員会)・学年集会でのいじめ・ネットモラル等に関する指導 (学年主任・生徒指導部)・「在り方・生き方教育」他人とのかかわりに関して (校長講話)・安心・安全な学校生活を送るために (生徒指導主任講話)・わかる授業づくりに向けて 授業評価アンケート (教務部・各教科担当)		
8 月	<ul style="list-style-type: none">・学校評議員会において基本方針の協議 (評価運営委員会)		
9 月	<ul style="list-style-type: none">・文化祭を通じたクラス集団・人間関係づくり (特活部・クラス担任)		
10 月	<ul style="list-style-type: none">・体育祭を通じたクラス集団・人間関係づくり (特活部・クラス担任)・修学旅行を通じたクラス集団・人間関係づくり (2 学年)		
11 月	<ul style="list-style-type: none">・第2回生徒対象いじめアンケート調査 (生徒指導部)・わかる授業づくりに向けて 校内研究授業 (教務部・各教科)		
12 月	<ul style="list-style-type: none">・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 (企画委員会)・学年集会でのいじめ・ネットモラル等に関する指導 (学年主任・生徒指導部)・「在り方・生き方教育」他人とのかかわりや生き方・在り方に関して (校長講話)・安心・安全な学校生活を送るために (生徒指導主任講話)・わかる授業づくりに向けて 授業評価アンケート (教務部・各教科担当)		
1 月	<ul style="list-style-type: none">・わかる授業づくりに向けて 授業評価アンケート (3年) (教務部・各教科担当)		
2 月	<ul style="list-style-type: none">・学校評議員会・地域との連携協議会において基本方針の協議 (評価運営委員会)・第3回生徒対象いじめアンケート調査 (生徒指導部)・「学校いじめ防止基本方針」年間評価 (評価運営委員会)		
3 月	<ul style="list-style-type: none">・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討 (いじめ対策委員会)・企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討 (企画委員会)・生徒人権教育を通じた豊かな心の育成 (人権教育推進委員会・各学年)・わかる授業づくりに向けて 授業評価アンケート (1・2年) (教務部・各教科担当)		

※いじめアンケート実施時期および回数は年次の状況等により判断する。

いじめ認知

校長・教頭・いじめ対策委員会に連絡



- 開催日：いじめを認知した時点で、速やかに開催する。そして、事態収束まで開催する。
- 構成員：校長 教頭 生徒指導主任 学年主任 クラス担任 その他
- 記録：事実関係及びいじめ対策委員会の内容等を記録に残す。
- 内容
 - ①事実関係の正確な調査・把握
 - ②被害者、加害者また全体に対して、具体的な指導方針を決定
 - ③保護者と連携をとりながらいじめの解決指導
 - ④警察等関係機関と連携をとりながらいじめの解決指導
 - ⑤事態収束まで継続指導・経過観察

重大事態発生時

- 生徒が自殺企画、身体に重大な障害、金品等に重大な被害
- 精神疾患発症、年間30日以上欠席などの状況に至ったとき
- 生徒や保護者から上記の事態に至ったと申し出があったとき

報告

埼玉県教育委員会

◎いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」+

【弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等】

*埼玉県教育委員会「問題調査審議会」による調査

経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴え等を踏まえ、
下記の場合は「問題調査委員会」が調査を行う。

- ①本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと埼玉県教育委員会
が判断する場合
- ②本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

連携

報告

埼玉県教育委員会

適時

説明

生徒・保護者

調査結果に対する所見を報告書に添付